

(案の1)

(契印省略)

閣 郵 委 第 ※ 号 の 1

令 和 3 年 1 0 月 1 3 日

金融庁長官

中島 淳一 殿

郵政民営化委員会

委員長 山内 弘隆

(公印省略)

郵政民営化法第120条第1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令
案について (意見)

令和3年10月6日付け金企市第1348号・総情貯第153号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

(案の2)

(契印省略)

閣 郵 委 第 ※ 号 の 2

令 和 3 年 1 0 月 1 3 日

総務大臣

金子 恭之 殿

郵政民営化委員会

委員長 山内 弘隆

(公印省略)

郵政民営化法第120条第1項第7号等の規定に基づく内閣府令・総務省令
案について (意見)

令和3年10月6日付け金企市第1348号・総情貯第153号をもって意見を
求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

標記については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。